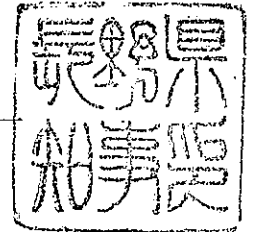


3地福第541号

令和4年(2022年)2月17日

長野県社会福祉審議会委員長 様

長野県知事 阿部 守



長野県地域福祉支援計画の策定について(諮問)

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第108条第1項の規定により、都道府県は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項など、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める「都道府県地域福祉支援計画」を策定するよう努めることとされています。

現在、平成31年度(2019年度)を始期とする第1期計画期間中であり、当該計画は令和4年度(2022年度)で終了することから、令和5年度(2023年度)を始期とする第2期計画を策定する必要があります。

つきましては、社会福祉法第7条第2項の規定により、第2期計画の策定に係る、貴審議会の意見を求めます。

## 第2期長野県地域福祉支援計画の策定について

健康福祉部地域福祉課

### 1 計画の趣旨

近年の地域福祉を取り巻く状況の変化等を踏まえ、地域共生社会の実現を目指すとともに市町村地域福祉計画の達成に資するため、地域福祉の基本的な方向性を示して、市町村を始め様々な主体の取組を支援する県の施策に関する計画の策定を行う。

策定に当たっては、県の総合5か年計画、高齢者プラン、障がい者プラン、自殺対策推進計画、再犯防止計画等、関連する他の計画と調和・連携を図る。

### 2 根拠法令等

社会福祉法第108条第1項（努力義務）

### 3 計画に盛り込む事項

- (1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- (3) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- (4) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- (5) 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項 等

### 4 計画期間

令和5年度から令和9年度まで（5年間）

### 5 社会福祉審議会における審議

社会福祉審議会に計画の策定を諮問し、具体的な検討は地域福祉計画専門分科会で行う。

令和4年度専門分科会開催回数 3回程度

### 6 策定スケジュール（予定）

別紙参照



# 長野県地域福祉支援計画 (概要版)

2019年度～2022年度



## 1 計画の基本的な考え方

### 計画の基本的な考え方

人口減少社会と「人生 100 年時代」の到来、地域のつながりの希薄化や社会的な孤立の問題の顕在化など、地域社会を取り巻く状況が変化しています。

長野県地域福祉支援計画は、こうした状況の変化等を踏まえ、地域に暮らす誰にも居場所と出番があり、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指すとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、地域福祉の基本的な方向性を示して、様々な主体の取組を支援する県の施策を示すものです。

### 計画の位置づけ

本計画は以下の位置づけとして策定しています。

- 社会福祉法第 108 条第 1 項に規定された都道府県地域福祉支援計画
- しあわせ信州創造プラン 2.0（長野県総合 5 か年計画）を地域福祉の分野で具体化する計画

本計画は、本県の地域福祉の向上に資するため、県が行う施策だけでなく、県民や民間事業者、関係団体においてもそれぞれの立場からの主体的な活動と相互の連携・協働を期待するものです。

### 計画の期間

2019 年度（平成 31 年度）～2022 年度

## 2 長野県の地域福祉を取り巻く現状

- 人口・世帯の状況
  - ・ 少子高齢化、人口減少社会の到来
  - ・ 単独世帯や核家族世帯の増加
- 地域を支える人材・環境等の状況
  - ・ ボランティアや NPO 活動への関心の低下
  - ・ 地域住民の学びの場となる公民館が全国で最も多い
  - ・ 現在の近所付き合いの状況と望ましい近所付き合いの状況の乖離
- 支援が必要な人等を取り巻く状況
  - ・ 生活保護世帯は横ばいの状況にあるが、高齢者世帯の割合が増加
  - ・ 未成年者の自殺死亡率が全国の中で高い水準
- 県内の外国人の状況
  - ・ 国内景気の減退等により減少したが外国人材の受入れ拡大に伴い、徐々に増加

### 3 計画の基本理念・目指す地域共生社会のイメージ

#### 基本理念

ともに生きる ともに創る 地域共生・信州

世代の違い、障がいの有無、文化の違いなど

多様な個性を持った住民がごちゃまぜで暮らし

様々な人や組織の協力による、ライフステージを通じて

その人らしい居場所と出番があるあったか信州の創造

#### 長野県が目指す地域共生社会のイメージ

誰もが暮らしやすい地域を創っていくのは地域に暮らす県民の皆様です。県民一人ひとりが地域に関心を持ち、支え合いの文化を創っていくことにより、誰にも居場所と出番がある地域共生社会の実現を目指します。

地域の中で、誰もが居場所と役割を持ち、その人らしく生きることのできる「ごちゃまぜ」の社会

信州の自然と培われてきた風土の中で、子どもも高齢者も障がいや個性を持つ人も、多様性を尊重し合いながらごちゃまぜで暮らす、誰にでもあたたかな地域社会

「支え手」「受け手」の役割を超えて、皆が地域づくりの主体として支え合う「新しいお互いさま」社会

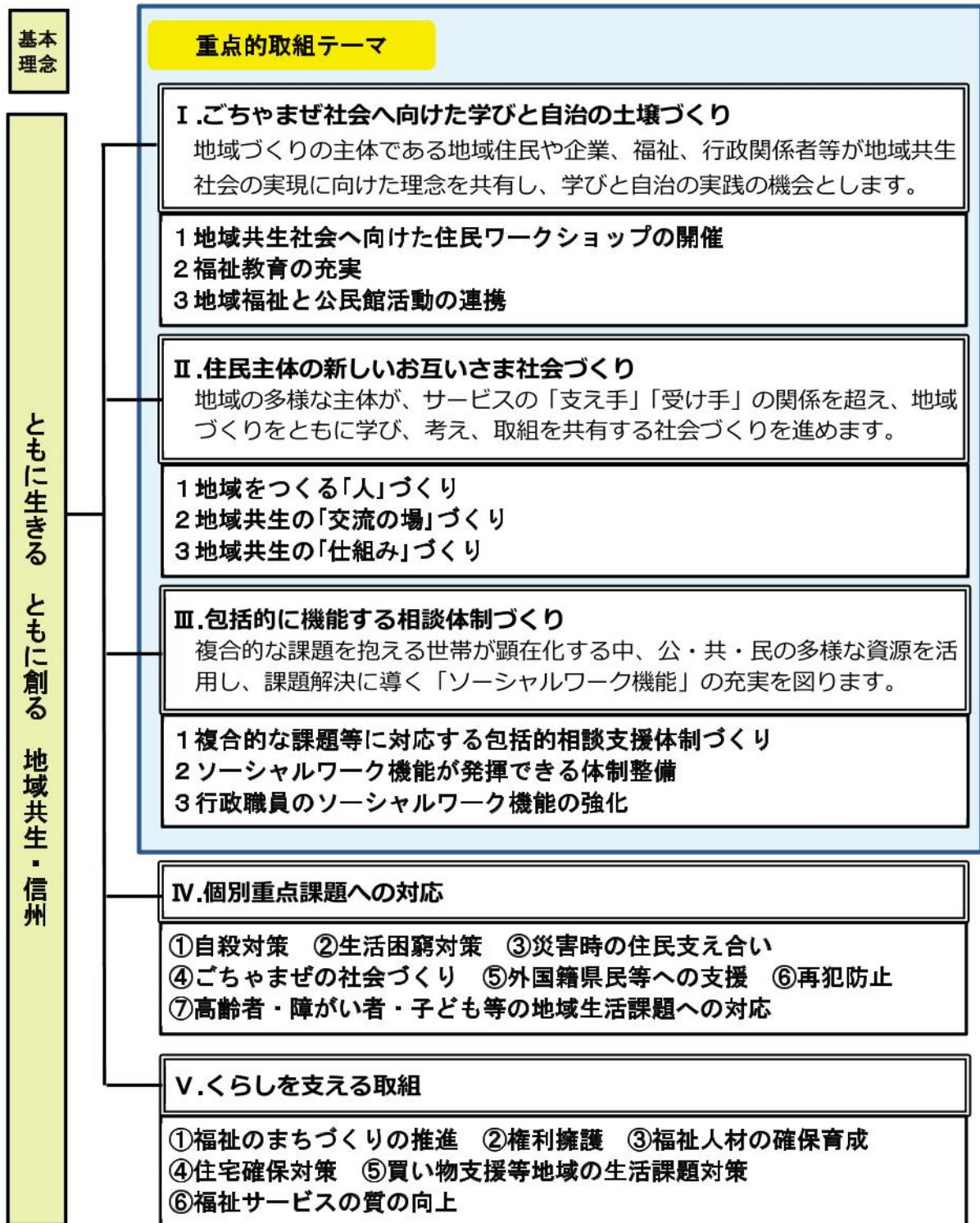
人口減少社会において、一人ひとりを地域の宝として、チャレンジする人を何度でも応援し、それぞれの個性を活かした活躍の場を創造していく地域社会

住民や団体、法人など多様な担い手が地域福祉に参加し、地域性にあわせて、自助、互助、共助、公助により包括的に支える社会

地域課題を「我が事」として受け止めた住民の福祉活動と、地域で解決できない課題を「丸ごと」受け止める相談窓口、そして課題解決に専門的に対応していく相談支援ネットワークが重層的に支える社会

## 施策の展開

基本理念・地域共生社会のイメージの実現に向けて次の方向性に基づいた施策を展開します。



## 4 地域共生社会創造に向けての重点取組テーマ

### 第1節 ごちゃまぜ社会へ向けた学びと自治の土壌づくり

- 1 地域共生社会へ向けた住民ワークショップの開催
  - 地域で暮らす住民の皆さんが中心となり、あるいは市町村等と連携して自らが暮らす地域の課題について話し合うワークショップの開催を支援します。
- 2 福祉教育の充実
  - 学校や地域において、当事者との交流等を通じて、ちがいや多様性を理解し、ともに暮らし、働くための学びの場づくりを支援します。
- 3 地域福祉と公民館活動の連携
  - 地域福祉と公民館の活動の連携により住民が地域生活課題を学び、解決のために活動していく拠点機能を充実していくため、モデル事業や研修を実施します。

#### 成果指標

**【目標】 地域課題解決に向けた住民支え合い行動宣言 100宣言 /年  
市町村地域福祉計画策定 (2017) 36 市町村→(2022) 77 市町村**

### 第2節 住民主体の新しいお互いさま社会づくり

- 1 地域をつくる「人」づくり
  - 自ら地域課題を見つけ、解決策を導き出していく地域住民や、NPO、ボランティア等の地域を支え合う人材を養成するとともに、その活動を支援します。
- 2 地域共生の「交流の場」づくり
  - 高齢者や障がい者、子育て世代、子ども等、地域に暮らす様々な人が集うことのできる交流の場の設置を支援します。
- 3 地域共生の「仕組み」づくり
  - 住民主体の地域づくりに向けたプロセスを共有するための場の創出を促進するとともに、協働に向け住民とボランティアやNPO等とのマッチングを支援します。

#### 成果指標

**【目標】 ボランティア活動者数 (2016) 601,000人→ (2022) 増加させる  
住民運営による通いの場の数 (2016) 1,555か所→ (2020) 2,000か所以上  
こどもカフェ設置数 (2017) 約70か所 → (2022) 180か所**

### 第3節 包括的に機能する相談体制づくり

- 1 複合的な課題等に対応する包括的相談体制づくり
  - 複合的な課題を包括的に受け止める相談体制のモデル事業実施や、人材養成を通して、日常圏域、市町村圏域、広域での構造的・重層的な相談体制を構築します。
- 2 ソーシャルワーク機能が発揮できる体制整備
  - 市町村における包括的な相談支援体制において、多機関・多職種の協働の核となるソーシャルワーカーやコーディネーターのスキルアップ支援を行います。
- 3 行政職員のソーシャルワーク機能の強化
  - 現場に出て、住民の意見を聞き、行動する職員を育成するための研修を実施し、行政職員のソーシャルワーク機能の強化を図ります。

#### 成果指標

**【目標】 市町村の総合的相談支援体制整備 (2018) 25市町村→ (2022) 77市町村**



## 5 個別重点課題・くらしを支える取組

### 第1節 個別重点課題への対応

#### 1 自殺対策

- 生きることを包括的に支援する幅広い自殺対策に総合的に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」の実現を目指します。

##### 主な取組

- 「未成年者」「高齢者」「生活困窮者」「職場環境」といった自殺のリスクの高い要因に対し、重点的な自殺対策に取り組みます。

#### 2 生活困窮対策

- 生活困窮者自立支援法に基づく支援をはじめ、関係機関や他制度の支援も活用し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、当事者が望む自立した生活の実現を目指します。

##### 主な取組

- 市と連携して全県に設置された生活就労支援センター（まいさぼ）において、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。

#### 3 災害時の住民支え合い

- 地域全体で災害が発生したときの最悪の状況を想定した「備え」を実践することにより、災害時に誰も取り残されることのない社会の実現を目指します。

##### 主な取組

- 防災教育を推進するとともに、災害時住民支え合いマップの活用推進や、災害福祉支援ネットワークの構築等を通して、要配慮者への支援体制を強化します。

#### 4 ごちゃまぜの社会づくり

- 地域住民の理解・協力のもと誰もが住み慣れた環境で、支え手・受け手の区別なく地域の中で役割を持ち、自分らしく暮らし続けられることができる社会を目指します。

##### 主な取組

- 地域で行う障がい者スポーツ体験会などにより、障がいのある人とない人がスポーツを通じて交流することで、互いの理解を深め合う環境づくりを推進します。

#### 5 外国籍県民等への支援

- 国籍や文化の違いなどの多様性を尊重し、外国籍県民の存在を積極的に捉えて地域の活力につなげるとともに、誰もが参加し協働する地域づくりを目指します。

##### 主な取組

- 外国籍県民等が生活に必要な知識や日本語を修得するための学びの場を確保するとともに、多言語で地域生活の相談や情報提供を行う支援体制の推進を図ります。

#### 6 再犯防止

- 犯罪をした人が円滑に社会の一員として復帰できるよう支援するとともに、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

##### 主な取組

- 高齢や障がい等により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所出所予定者の社会復帰を支援し、再犯防止を推進します。

#### 7 高齢者・障がい者・子ども等の地域生活課題への対応

- 地域住民等が主体的・自主的に、また、協働して地域課題を解決し、誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる社会を目指します。

### 主な取組

- 介護保険と障がい福祉両制度に位置づけられる「共生型サービス」の実施等、利用者のニーズに応じた福祉サービスが提供できる包括的な支援体制づくりを行います。
- 地域の中で子どもたちの成長を支える「信州こどもカフェ」の設置を推進します。

## 第2節 暮らしを支える取組

### 1 福祉のまちづくりの推進

- 社会的、制度的、心理的等様々な障壁（バリア）を取り除き、高齢者や障がい児者を含むすべての県民が住み慣れた地域で快適に暮らすことのできる社会を目指します。

#### 主な取組

- 高齢者や障がい者、妊産婦、難病患者等歩行が困難な方に県内共通の利用証を交付する「信州パーキング・パーミット制度」を推進します。

### 2 権利擁護

- 高齢者や障がい児者等が虐待や特殊詐欺などの被害にあわず、地域において自立した生活を送ることができるとともに、社会情勢の変化により多様化・複雑化した人権問題に対応し、個性や多様性を尊重する社会を目指します。

#### 主な取組

- 虐待防止、早期発見等虐待対応力の向上を目的とした研修を実施します。
- 市町村が行う成年後見制度利用促進のための体制整備を支援します。

### 3 福祉人材の確保育成

- 福祉・介護サービス従事者がやりがいを持って働き続けられる環境を整備することで利用者等が質の高い福祉サービスを受けることができる社会を目指します。

#### 主な取組

- 福祉・介護サービス従事者や従事希望者に対して「入職促進」「資質の向上」「労働環境の改善」の視点から総合的に福祉人材の確保育成を行います。

### 4 住宅確保対策

- 保証人が確保できないために賃貸住宅への入居や、雇用契約の締結が困難な人等への支援を通じて、誰もが地域で安心して暮らすことのできる環境を整備します。

#### 主な取組

- 居住や就労等に課題を抱える生活困窮者等に対して、生活の安定と自立を促すため、県社会福祉協議会が実施する「長野県あんしん未来創造事業」を支援します。

### 5 買い物支援等地域の生活課題対策

- 広域圏の中心となる都市と周辺地域との移動に必要な道路の整備、鉄道、幹線バス路線の確保など広域生活圈としての機能を支える交通ネットワークの構築を目指します。

#### 主な取組

- 乗り降りしやすいよう配慮されたタクシーや低床バス車両の導入を支援するとともに、鉄道駅等のユニバーサルデザイン化を図ります。

### 6 福祉サービスの質の向上

- 福祉サービスの利用者が自身に適した福祉サービスを主体的に選択できるよう、情報提供や利用者保護する体制を構築するとともに、利用者本位の福祉サービスが提供されるよう努めます。

#### 主な取組

- 社会福祉法人が地域社会の福祉ニーズに応じた取組を展開できるよう支援します。

## 6 市町村地域福祉計画の策定について

- 住民主体の地域共生社会づくりに向けて、市町村地域福祉計画の策定や改定を推進します。
- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備や人材の養成について、市町村の実情を踏まえて推進します。

## 7 推進体制

- 計画に位置づけた施策について、様々な機会を捉えて県民に周知を図るとともに、県民の幅広い理解と協力を得て着実に推進します。
- 計画の実効性を担保するため、部局横断の庁内検討会議を組織し、各施策の進捗状況や、目標達成状況について点検・評価を行います。
- 有識者等で構成される会議体を設置し、地域共生社会の実現に向けた施策の推進を図ります。



しあわせ信州

### 長野県地域福祉支援計画

ともに生きる ともに創る 地域共生・信州

長野県健康福祉部地域福祉課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-235-7114 (直通)

F A X 026-235-7172

E-mail [chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp](mailto:chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp)

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/>

## 新たな「長野県総合5か年計画」の策定について（ご意見・ご提言のお願い）

健康福祉政策課

新たな「長野県総合5か年計画」の策定にあたり、社会福祉審議会委員の皆様から、下記によりご意見、ご提言をいただきたいと存じます。

ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 「長野県総合5か年計画」の概要

今後の県づくりの方向性を共有するため、県民とともに策定する総合計画

《現計画の概要》

- 名 称：「しあわせ信州創造プラン 2.0」
- 計画期間：平成 30 年度～令和 4 年度（5 年間）

#### 2 ご意見・ご提言をお願いする趣旨

次期計画（計画期間：令和 5 年度～令和 9 年度）の策定にあたり、検討の参考とさせていただくため、県が取り組むべき方向性等についてご意見・ご提言をいただくもの。

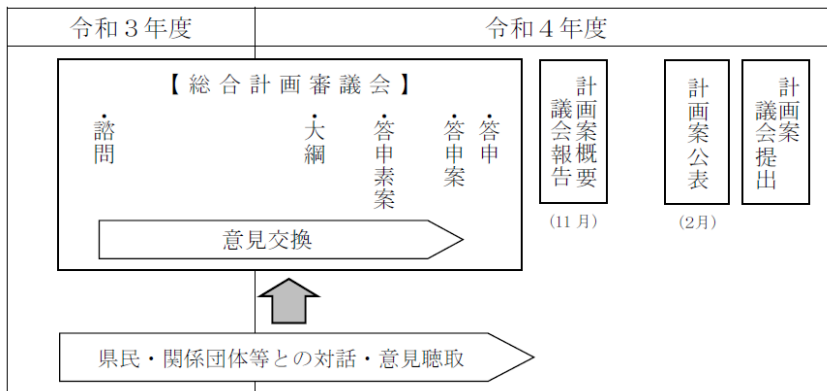
#### 3 ご意見・ご提言をいただきたい内容

- ・長野県の社会福祉分野における現状・課題
- ・今後、県や県民、関係団体が力を入れるべき取組・方向性

#### 4 備考

2 回目の意見照会の際、次期計画に係る参考資料を送付させていただく予定です。

#### 《参考》策定日程（予定）



# 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例案について

障がい者支援課

## 1 制定の趣旨

障がいを理由とする差別の解消については、障害者差別解消法の施行を契機として、長野県でも、障がい者差別解消推進員の配置や、県民への啓発活動等に取り組んできたが、障がいを理由とする生きづらさを感じる当事者の声が多く寄せられていた。

このため、県が取り組むべき基本的施策や、障がいを理由とする差別を解消するためのあっせん制度の創設等を内容とする条例を制定することにより、障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指すための新たな仕組みを作るものである。

## 2 目的

障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等の推進に関し

- ・基本理念を定める。
- ・県の責務等を明らかにする。
- ・障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策の基本となる事項を定める。

障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現に寄与する。

## 3 基本理念

- (1) 全ての県民は、基本的人権を享有する個人として尊重されること。
- (2) 全ての県民は、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての県民は、どこで誰とどのように生活するかについて選択する機会が確保されること。
- (4) 全ての障がいのある人は、意思疎通及び情報の取得、利用、発信の手段について選択の機会が確保されること。
- (5) 全ての障がいのある人は、障がいに加え、その他の要因が複合することで特に困難な状況に置かれる場合においては、状況に応じた配慮がなされること。
- (6) 県外から訪れる障がいのある人に対しても、状況に応じた配慮がなされること。
- (7) 全ての県民は、幼児期から障がい等に対する理解を深める機会の拡大が図られること。

## 4 責務及び役割

区分	内容
県の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。</li> <li>・施策策定に当たっては、障がいのある人等の意見を反映させるよう努める。</li> <li>・県民、事業者が行う取組への情報提供、助言等の支援を行う。</li> <li>・合理的配慮を的確に実施するため、必要な環境の整備に努める。</li> </ul>
市町村等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は障がい等に関する施策の策定及び実施に当たり、市町村等と連携する。</li> <li>・県は市町村が実施する施策への情報提供、助言等の支援を行う。</li> </ul>

県民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な機会を通じ、障がい等に対する理解を深めるよう努める。</li> <li>・県、市町村が実施する障がい等に関する施策に協力するよう努める。</li> <li>・障がいのある人は必要な支援を可能な範囲で周囲に伝達するよう努める。</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい等に対する理解を深めるとともに、県、市町村が実施する障がい等に関する施策に協力するよう努める。</li> </ul>

## 5 障がいを理由とする差別の禁止等

- (1) 何人も、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- (2) 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。やむを得ず、必要な制限を加える場合等は、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- (3) 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮を行わなければならない。負担が過重であることにより実施できないときは、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

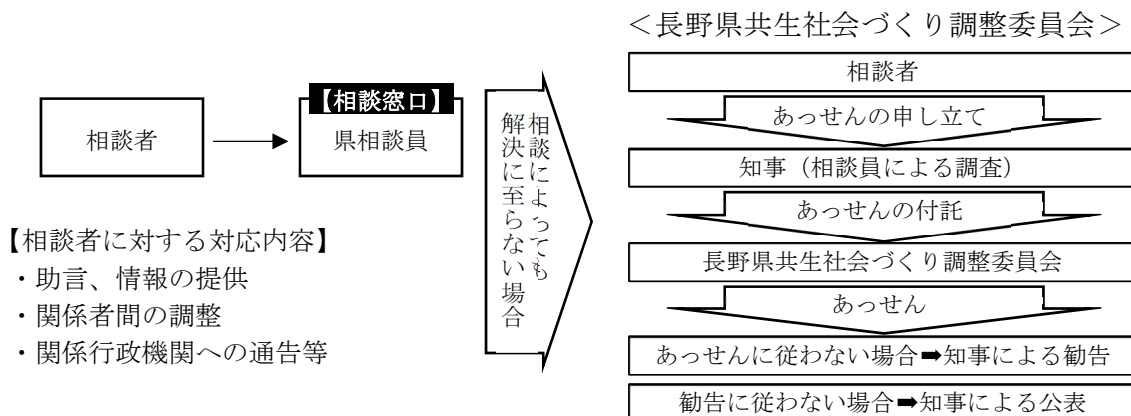
## 6 基本的施策

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| (1) 意思疎通等の手段の利用促進等   | (2) 医療、介護等の支援  |
| (3) 学校教育における学びの場の選択等 | (4) 就業の機会の確保等  |
| (5) 住宅の確保等           | (6) 権利擁護の推進    |
| (7) スポーツの振興          | (8) 文化芸術活動の振興  |
| (9) 災害への対応           | (10) 選挙等における配慮 |
| (11) 人材育成            |                |

の11分野について県の取り組むべき方向を規定。

## 7 障がいを理由とする差別を解消するための体制

- (1) 県は、障がいを理由とする差別に関する相談に対応する。
- (2) 紛争の解決を図るため、相談者からの申立てに基づく事実の調査、第三者機関（長野県共生社会づくり調整委員会）によるあっせん、勧告及び公表に関する規定を定める。



## 8 施行期日

令和4年4月1日（5の(2)及び(3)（事業者に係る部分に限る。）並びに7の(2)については、同年10月1日）

# 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例案

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条―第12条）

#### 第2章 障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する基本的施策（第13条―第23条）

#### 第3章 障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備

##### 第1節 相談体制（第24条・第25条）

##### 第2節 紛争の解決を図るための体制（第26条―第30条）

##### 第3節 調整委員会（第31条）

#### 第4章 雑則（第32条）

### 附則

全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、あらゆる社会活動に参加する機会が確保され、共に支え合い、活かし合う社会を実現することは、私たち全ての願いである。

本県では、長野 1998 パラリンピック冬季競技大会や 2005 年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野が開催され、多くの県民がボランティアや観客として参加する中で、障がいのある人もない人も共に生きる社会への理解が深められた歴史がある。

また、全国に先駆けて、障害者支援施設に入所していた知的障がいのある人が地域において生活を営むことができるよう様々な取組を進めてきたほか、障がいのある人が自ら選んだ地域で自分らしく暮らすことを支援するため、地域における総合的な相談体制の整備に取り組んできた。

しかしながら、今なお、障がいに対する誤解、偏見、理解の不足等により、障がいのある人が不当な差別的取扱いを受け、暮らしにくさを感じている現実がある。

そこで、全ての県民が、「障がい」は、個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは社会の責務であることを理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことが必要である。

ここに、私たちは、障がいのある人もない人も、一人ひとりの違いを認め合いながら、共に生きる長野県をつくるため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組並びに障がいを理由とする差別の解消（以下「障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）その他の関係法令（長野県福祉のまちづくり条例（平成 7 年長野県条例第 13 号）その他の障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する条例を含む。）と相まって、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策を総合的かつ計画

的に推進し、もって全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」という。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 障がいのある人に対して、正当な理由がなく、障がいを理由として、財、サービス若しくは機会の提供を拒否し、又は当該提供に当たって場所、時間等を制限し、若しくは障がいのない人に対しては付さない条件を付すること等により、障がいのある人の権利利益を侵害することをいう。

(基本理念)

第3条 障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 全ての県民は、障がいの有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられること。
- (2) 全ての県民は、障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員として、自らの意思によって社会、経済、スポーツ、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての県民は、可能な限り、障がいの有無にかかわらず、どこで誰とどのように生活するかについて選択する機会が確保されること。
- (4) 全ての障がいのある人は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得、利用又は発信のための手段について選択の機会の拡大が図られること。
- (5) 全ての障がいのある人は、障がいのあることに加えて、女性であること、子ども(おおむね18歳未満の者をいう。第15条第2項において同じ。)であることその他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること。
- (6) 県内に暮らす障がいのある人のみならず、県外から訪れる障がいのある人に対しても、その状況に応じた配慮がなされること。
- (7) 全ての県民は、幼児期から、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、障がいのある人及び障がいのない人による共同活動その他の障がい及び障がいのある人(以下「障がい等」という。)に対する理解を深める機会の拡大が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。



- 2 県は、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策の策定に当たっては、障がいのある人その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、県民及び事業者（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第7号の事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。以下同じ。）に対し、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。
- 4 県は、第10条第1項に規定する合理的配慮を的確に実施するため、その設置する施設の構造の改善及び設備の整備、職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

（市町村等との連携等）

第5条 県は、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村、県民、事業者、障がいのある人の福祉を目的としている団体等と連携するものとする。

- 2 県は、市町村が障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（県民等の役割）

第6条 県民は、第3条に定める基本理念にのっとり、障がいのある人及び障がいのない人による共同活動への参加等、多様な機会を通じて、障がい等に対する理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 県民は、県又は市町村が実施する障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 障がいのある人は、自らの障がいの特性及び社会的障壁の除去に必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、障がい等に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、障がい等に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（障がいを理由とする差別の禁止）

第8条 何人も、障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第9条 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、やむを得ず、障がいのある人が求める財、サービス若しくは機会の提供を拒否し、又は当該提供に当たって場所、時間等を制限し、若しくは障がいのない人に対しては付さない条件を付する場合には、当該障がいのある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

（合理的配慮の実施）

第10条 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、障がいのある人

から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障がいのある人がその意思を表明することが困難である場合には、当該障がいのある人の家族等が当該障がいのある人に代わって行う意思の表明を含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じた、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮（次項及び次条において「合理的配慮」という。）を行わなければならない。

2 県及び事業者は、前項に規定する意思の表明があった場合において、合理的配慮が、その実施に伴う負担が過重であることにより実施できないときは、当該意思の表明を行った者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

（不当な差別的取扱い等の事例の分析及び公表）

第 11 条 県は、不当な差別的取扱いの防止及び合理的配慮の的確な実施に資するため、県が収集した不当な差別的取扱いの事例及び合理的配慮が実施されなかった事例を分析し、その結果を公表するものとする。

（財政上の措置）

第 12 条 県は、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第 2 章 障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する基本的施策

（意思疎通等の手段の利用促進等）

第 13 条 県は、手話、要約筆記、点字その他の障がいの特性に応じた意思疎通並びに情報の取得、利用及び発信のための手段が広く利用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障がいのある人の意思疎通並びに情報の取得、利用及び発信を支援する者の養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障がいのある人が容易に県政に関する情報を取得することができるようにするため、手話、要約筆記、点字その他の障がいの特性に応じた意思疎通並びに情報の取得、利用及び発信のための手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

（医療、介護等の支援）

第 14 条 県は、障がいのある人が自ら選択した地域において自立した生活を営むことができるようにするため、障がいのある人に対する医療、介護、保健、生活支援その他の必要な支援が包括的かつ継続的に提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における学びの場の選択等）

第 15 条 県は、学校教育において、障がいのある児童及び生徒が、その発達段階及び特性並びに本人の意思に応じて、学びの場及び進路の選択等を適切に行うことができ、及びそれぞれの学びの場において十分な教育を受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流及び共同学習を通じて、その相互理解を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

（就業の機会の確保等）

第 16 条 県は、障がいのある人の職業選択の自由を尊重しつつ、障がいのある人がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障がいのあ

る人の多様な就業の機会を確保し、及び職場への定着を促進するよう努めるとともに、個々の障がいのある人の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(住宅の確保等)

第 17 条 県は、障がいのある人が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障がいのある人のための住宅を確保し、及び障がいのある人の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(権利擁護の推進)

第 18 条 県は、成年後見制度その他の障がいのある人の権利利益の保護等のための施策又は制度が障がいのある人及びその家族等に十分に利用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツの振興)

第 19 条 県は、障がいのある人がスポーツに参加できる機会の提供に努めるとともに、スポーツを通じて障がいのある人と障がいのない人との相互理解を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができるスポーツの振興を図るとともに、当該スポーツの指導者の養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動の振興)

第 20 条 県は、県民が、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるようにするため、障がいのある人が創造する文化芸術の作品等の発表、障がいのある人による文化芸術活動を通じた交流等を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(災害への対応)

第 21 条 県は、市町村その他関係機関と連携して、災害その他非常の事態の場合において、障がいのある人に対し、必要となる情報が迅速かつ的確に提供され、及び避難に当たり適切な配慮が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、防災及び減災に関して必要な施策を講ずるに当たっては、障がいの特性に配慮するものとする。

(選挙等における配慮)

第 22 条 県は、法令等の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障がいのある人が円滑に投票できるようにするための取組を促進するため、市町村に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(人材育成)

第 23 条 県は、障がいのある人に対する虐待の防止その他障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がい等に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備

第 1 節 相談体制

(相談)

第 24 条 何人も、県に対し、障がいを理由とする差別に関する相談（以下「相談」という。）をすることができる。

2 県は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な助言及び情報の提供を行うこと。
- (2) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(相談員)

第 25 条 知事は、前条第 2 項各号に掲げる措置に係る業務並びに障がい等に対する県民及び事業者の理解を深めるための業務を行わせるため、相談員を置くことができる。

- 2 相談員は、障がいを理由とする差別の解消に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第 2 節 紛争の解決を図るための体制

(あっせんの申立て)

第 26 条 障がいのある人並びにその家族及び後見人その他障がいのある人を現に保護する者は、第 9 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、第 24 条第 1 項の規定により相談をし、県が同条第 2 項各号に掲げる措置を講じてもなおその解決が見込めないときは、規則で定めるところにより、知事に対し、紛争の解決のために必要なあっせんを申し立てることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による申立てをすることができない。
  - (1) 行政庁の処分又は職員の職務の執行に関する場合であって、他の法令等に基づく不服申立て又は苦情申立て等を行うことができるとき。
  - (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。
  - (3) 同一の事案について、過去に前項の規定による申立てを行ったことがあるとき。
  - (4) 障がいのある人の家族及び後見人その他障がいのある人を現に保護する者が前項の規定による申立てを行う場合において、当該申立てが当該障がいのある人の意に反するとき。

(事実の調査)

第 27 条 知事は、前条第 1 項の規定による申立てがあったときは、その職員（相談員を含む。第 3 項において同じ。）に、当該申立てがあった事案（以下「紛争事案」という。）に係る事実を調査させるものとする。

- 2 紛争事案の当事者（前条第 1 項の規定による申立てを行った者及び当該申立てにおいて第 9 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定に違反する取扱いを行ったとされた事業者をいう。以下「当事者」という。）及び当該紛争事案の関係者（次項及び次条第 3 項において「関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当事者又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(あっせん)

第 28 条 知事は、前条第 1 項の調査の結果に基づき、紛争事案の解決のために必要

があると認めるときは、次項各号に該当する場合を除き、長野県共生社会づくり調整委員会（以下「調整委員会」という。）にあっせんを付託するものとする。

- 2 調整委員会は、前項の規定によるあっせんの付託があったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんを行うものとする。
  - (1) 紛争事案について、第 26 条第 1 項の規定による申立てを行った者が、自ら当該申立てを取り下げる意思を示した場合等、あっせんの必要がないと認めるとき。
  - (2) 紛争事案について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 14 条の規定による国又は他の地方公共団体が現に紛争の防止又は解決を図っている場合等、あっせんを行うことが適当でないと認めるとき。
- 3 調整委員会は、紛争事案の解決のために必要があると認めるときは、当事者又は関係者に対して、資料の提出又は説明若しくは意見を求めることができる。
- 4 調整委員会は、規則で定めるところにより、紛争事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示するものとする。
- 5 あっせんは、次の各号のいずれかに該当したときは、終了する。
  - (1) あっせんにより紛争事案が解決したとき。
  - (2) あっせんによっては紛争事案の解決の見込みがないと認めるとき。
- 6 調整委員会は、第 2 項各号に該当する場合としてあっせんを行わないこととしたとき又は前項の規定によりあっせンを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

（勧告）

第 29 条 調整委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、障がい理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告を求めることができる。

- (1) 前条第 2 項の規定によりあっせんを行った場合において、当該事業者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わないとき。
  - (2) 前条第 3 項の規定により資料の提出又は説明を求めた場合において、当該事業者が虚偽の資料を提出し、又は虚偽の説明を行ったとき。
- 2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して、障がい理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

第 30 条 知事は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた事業者意見述べる機会を与えなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による公表に当たっては、あらかじめ、第 26 条第 1 項の規定による申立てを行った者及び調整委員会の意見を聴くことができる。

### 第 3 節 調整委員会

（調整委員会）

第 31 条 紛争事案について、知事の付託に応じてあっせんを行うため、調整委員会を設置する。

- 2 調整委員会は、委員 15 名以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 障がい理由とする差別の解消に関し学識経験を有する者
- (2) 障がいのある人の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 障がいのある人
- (4) 事業者又は事業者により構成される団体の役職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 この条に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

#### 第4章 雑則

##### (補則)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第10条（これらの規定中事業者に係る部分に限る。）並びに第3章第2節及び第3節並びに附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

##### (検討)

2 県は、障がいのある人を取り巻く社会環境の変化、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

##### (特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中 「 精神医療審査会の委員 」 を

「 精神医療審査会の委員  
共生社会づくり調整委員会の委員 」 に改める。